

第7 1回鳥取県消防ポンプ操法大会実施要綱

第1 大会目的

火災等の災害から不特定多数の地域住民の生命・身体・財産を守ることを目標として、消防団員が火災現場等で迅速かつ的確に対応するために必要な消防技術の向上と士気の高揚を図り、もって消防活動の充実発展に寄与することを目的とする。

第2 主催

鳥 取 県
(公財) 鳥取県消防協会

第3 後援・支援

- 1 後 援 (公財) 日本消防協会
- 2 支 援 鳥取県各広域行政管理組合 (広域連合) 消防局

第4 日時・場所

- 1 日 時 2025年7月 6日 (日) 10:00開会 (雨天決行)
(予備日 7月13日 (日))
- 2 場 所 鳥取市賀露町、鳥取港西浜地区埠頭用地
(予備日に実施する場合は、鳥取県消防学校屋外訓練場)

第5 大会役員

大会長 鳥取県知事
副大会長 (公財) 鳥取県消防協会会長
鳥取県危機管理部長
大会委員 (公財) 鳥取県消防協会副会長
参 与 鳥取県各広域行政管理組合 (広域連合) 消防局長
鳥取県危機管理部消防防災課長
審査長 鳥取県消防学校長
副審査長 鳥取県消防学校副校長
鳥取消防署長
審査班長 鳥取県消防学校教官 2名
審査副班長 鳥取県東部広域行政管理組合消防職員 2名
審査員 鳥取県消防学校教官
消防職員
消防団員
記録員 鳥取県危機管理部消防防災課職員
救護班 鳥取県消防学校職員
鳥取県東部広域行政管理組合消防職員

係 員 鳥取県職員
鳥取県消防学校職員
鳥取県消防協会職員
消防職員
消防団員

第6 大会運営

1 競 技

地区代表隊による消防ポンプ操法の競技

2 消防ポンプ操法の種別

- (1) ポンプ車操法
- (2) 小型ポンプ操法

3 消防ポンプ操法の実施要領

別に示す「鳥取県消防ポンプ操法大会 操法実施要領」により実施する。

4 競技の実施

- (1) ポンプ車操法・小型ポンプ操法ともに同時に実施する。
(規模を縮小し、大会運営が変更される場合は、別途要綱を定め実施する。)
- (2) 出場順位は事前抽選により決定する。

5 競技の審査

別に示す「鳥取県消防ポンプ操法大会 操法審査要領」により実施する。

6 審査結果の発表

審査長が、ポンプ車操法・小型ポンプ操法の順に、それぞれ審査結果に基づいて次の事項を発表する。

- (1) 成績順位
- (2) 隊 名
- (3) 総合得点
- (4) 優秀選手賞（優秀選手と同点の者についても氏名等を公表する）

7 表 彰

審査結果により、操法の種別ごとの成績に従って、次のとおり表彰する。

- (1) 優 勝 賞状及び優勝旗（持回り）並びにトロフィーを贈る。
隊員には、メダルを贈る。
優勝隊には、消防庁長官・日本消防協会会長・鳥取県消防桜美会会長表彰が併せて授与される。
- (2) 準 優 勝 賞状及び準優勝杯（持回り）並びにトロフィーを贈る。
隊員には、入賞メダルを贈る。
- (3) 第 3 位 賞状及び第3位杯（持回り）並びにトロフィーを贈る。
隊員には入賞メダルを贈る。
- (4) 優秀選手賞 指揮者及び各番員1名に賞状を贈る。
- (5) 参 加 賞 出場全隊員に参加賞を贈る。

- 8 大会次第
別に示す。

第7 出場隊の基準

1 出場隊

ポンプ車操法・小型ポンプ操法ともに、地区ごとに選抜された代表隊は2隊以内とする。

2 隊員の資格

- (1) 消防団員である者とする。
- (2) 指揮者は、班長以上の階級にある者とする。

3 隊の編成

- (1) 隊員は、同分団の団員をもって編成する。
但し、人員不足等の事由により同分団で編成ができない場合は、隣接する分団での合同編成ができる。
- (2) 隊員には、操作要員のほか吸管補助員1名を加える。

4 隊員の服装

- (1) 「消防団員服制基準」に定める活動服等を着装する。
- (2) 脚半等を着装する。
- (3) 出場隊（補助者含む）ごとに服装は斉一を期する。
- (4) 靴はズックとする。
- (5) ヘルメット及び手袋を着装する。（ナイロン・ビニール製等のものは使用不可）
- (6) ゼッケンを着装する。（ゼッケンには、文字以外のものは一切表示しないこと）
- (7) 階級章は付けなくても良い。

第8 使用消防機械器具

- 1 使用ポンプ及び車両、機械器具は、出場隊にて準備をする。

2 使用器具の規格

- (1) ホース
使用圧力13Kg/cm²または、1.3MPa以上、内径65mm、長さ20m、（金具部分を除く布部分の長さ）以上の消防用ホースとし、結合金具差込式を用いる。
- (2) 筒 先
23型以下の噴霧ノズル付、プレイパイプの長さは60cm以上のものとし、取手、背負いバンドを整えたものを用いる。
- (3) 枕 木
ゴムバンド付きのものを用いる。
- (4) とび口
長さ1.5m以上のものを用いる。
- (5) 吸管控綱
直径10mm程度のものを用いる。

第9 使用機械器具の検査

大会当日使用する各隊の筒先(ノズル)及びポンプ車の部出場車両の事前検査を行い、当日の朝、審査員が実施する。

検査内容等については、別途出場隊に通知する。

第10 その他

1 大会は、晴雨にかかわらず実施する。

但し、豪雨等により警報発表等実施困難のため、当日の開催を中止する時は、開催前日あるいは当日の早朝、大会事務局から出場隊に通知する。

尚、大会の中止(又は延期)を含め、実施内容に変更があった場合は、事前に、大会事務局から関係機関及び出場隊に通知する。

競技開始後、雷雨等により競技続行が一時的困難又は退避を要する場合は、大会長等の判断により中断することができる。再開方法等については、審査長が判断する。

また、暑さ指数(WBGT)が28以上(※)の環境の下で大会を開く場合、審査員等が熱中症等により、審査続行が不可能と認められる場合は、大会長等の判断により大会を中止することができる。この場合は、日を改めて大会を開催することはしない。

(※)暑さ指数(WBGT)が28(気温31度)以上になると厳重警戒(激しい運動は中止)となり、暑さ指数が31(気温35度)以上では運動原則中止になる。

2 大会に予備日を設ける。

予備日は大会開催日の1週間後とし、開催場所は鳥取県消防学校屋外訓練場とする。

3 出場隊員の事故による操作の取扱いは次による。

操作中、不測の事故を生じ、隊員の負傷等により操作続行困難に至った場合は、操作を中止し、失格として取扱う。

4 選手及び大会関係者等の救急案件の取扱いは次による。

体調不良等救急案件が発生した場合は、速やかに大会本部救護班に連絡し、救護班から消防局等に救急要請を行う。緊急の場合は、救急要請後、大会本部救護班に連絡し、以後、大会本部救護班が大会終了まで情報管理を行う。

5 会場については、より安全に開催するため、以下の施設等を設けることとする。

- (1) 暑さ指数(WBGT)28以上になることも想定し、熱中症対策として、
 - ・救護室(30㎡程度で冷房施設あり)
 - ・審査員・係員等がクールダウンできる休憩施設(60㎡程度で冷房施設あり)
- (2) 落雷等から大会参加者(観客含む)が避難できる施設
- (3) 大会参加者(観客含む)車両が駐車できるスペースの確保

※ 尚、今大会については、会場選定の際に上記の提示ができなかったため、代替策を講じ安全管理に努めることとし、大会会場として認めることとする。

6 操法競技以外の訓練等については、別途定める。